

12月は「死亡災害撲滅月間」

## 平成22年北署管内の死亡災害は5人（現 在）

（10月末日 在）

平成22年に名古屋北労働基準監督署管内の事業場に係る労働災害のうち、10月末までに報告された死亡災害は別表のとおり5件と前年と同数となっています。

死亡災害の内訳は、建設業で1件、運送業で3件、商業で1件発生しております。

建設業については、平成20年12月に発生した事故を最後に本年の5月まで1年4ヶ月「死亡事故ゼロ」で推移してきましたが、足場解体作業中に墜落する事故が発生しその記録は中断しました。しかしその後建設業における死亡事故の発生はなく現在に至っています。

運送業については、いずれも交通事故によるもので、凍結によるスリッ

め事業場のトップが安全衛生に関する基本方針を表明し実効のある労働災害防止対策を開拓してください。

（編集部注）愛知労働局ホームページアドレスは次の通りです。  
<http://www.aichi-rodo.go.jp/index.html>

計画の目標である

- 一、死亡災害を年間8件以下とすること。
- 二、死傷災害を15%以上減少させること。
- 三、健康診断の有所見率を減少させること。

プロ事故、停車中に追突された事故、道路工事標識を避けようとして発生した事故です。

商業については、金属リサイクル業のスクラップ処理機械に挟まれたものです。

昨年は、12月の1ヶ月間で、4件の死亡事故が発生しており、これから

年末年始の多忙な時期を迎えて、死亡災害等の重篤な労働災害の多発が懸念されます。

休業災害についても9月末現在で製造業、道路旅客運送業、商業、保健衛生業、清掃業で昨年を大きく上回っており、全体会でも前年同期を64件上回っています。

平成20年度にスタートした第11次労働災害防止推進計画の中間年として、

来る平成23年が無災害の年となりますよう、年間安全衛生管理計画を含

## 平成22年 死亡災害発生状況

(名古屋北労働基準監督署:10月末日現在)

事故の型	起因物	業種	年齢	災害の概要
交通事故	トラック	運送業	62	三重県桑名市陽だまりの丘八丁目の市道をトラック(4t冷凍車・空状態)にて、路面が積雪・凍結状態の緩い下り坂を時速45kmで走行中スリップを起こしハンドル操作ができなくなり中央分離帯を乗り越え対向車線の電柱に衝突し死亡したもの。
交通事故	トラック	運送業	51	信号交差点で信号停止した大型タンクローリー車の後ろに被災者が運転する2tトラックが停車したところ、後続の14tトラックに追突され、衝撃により2t車が前に押され、前方の大型タンクローリー車の下にもぐり込むように挟まれ、搬送先の病院で死亡が確認されたもの。
墜落・転落	足場	橋梁建設業	31	吊り足場の解体作業において、被災者が単管パイプ上(地上7.8m)を移動した際、地上に墜落し死亡したものである。
交通事故	トラック	運送業	38	国道2号線を九州方向に走行中、片側2車線の道路が反対車線工事規制のため、車線を1車線にし追い越し車線を対向車線としていたため、被災者は車線規制に気づかず車線縮小部に設置されたカラーコーンと土嚢に激突し、反対側車線に飛び出し対向車と正面衝突したもの。
挟まれ・巻き込まれ	シャー	その他小売業	56	被災者は、同僚ら5名により作業場内にあるスクラップシャーの刃の交換作業に従事中、スクラップシャーを操作するためのペンダントスイッチを使用して替え刃の位置調整を行っていたところ材料押さえが降下し挟まれたもの。

ホームページ

「名古屋北労働基準監督署からのお知らせ」のご利用について

愛知労働局ホームページに「名古屋北労働基準監督署からのお知らせ」のページ  
がありますので、ご利用ください。ページへは次によりアクセスできます。

- ①ページへの直接アクセス ([http://www2.aichi-rodo.go.jp/kantoku/message/k\\_kita.html](http://www2.aichi-rodo.go.jp/kantoku/message/k_kita.html))
- ②愛知労働局のホームページからのアクセス 「トップページ」(<http://www2.aichi-rodo.go.jp/>) → 「監督署・ハローワークからのご案内・お知らせ」→ 「労働基準監督署」→ 名古屋北「お知らせ」
- ③名北労働基準協会ホームページからのアクセス 「トップページ」(<http://www.meihokurouki.or.jp/>) → 「リンク」→ 「名古屋北労働基準監督署」